

平成 2 2 年度

( 第 3 期 )

# 事業報告

自 平成 2 2 年 4 月 1 日

至 平成 2 3 年 3 月 3 1 日



## 事業報告

平成 22 年 4 月 1 日から

平成 23 年 3 月 31 日まで

### 1 当公庫の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

##### イ 事業活動の経過及びその成果

当期における我が国経済は、海外経済の回復に伴う輸出と生産の増加や各種景気対策による国内需要の下支えなどを背景に、持ち直しの動きがみられました。しかし、円高やデフレが進むなか雇用・所得環境は厳しく、自律的回復力は依然として弱い状況にありました。期末には東日本大震災が発生し、その影響が懸念されています。

当公庫においては、セーフティネット貸付等の推進、景気対応緊急保証制度等に係る保険の実施、危機対応円滑化業務及び海外事業支援緊急業務の実施に加え、口蹄疫、鳥インフルエンザ、新燃岳噴火、最近では東日本大震災に関する特別相談窓口の設置等により、中小・小規模企業や農林漁業の皆さまの資金繰りに関するご相談に、できる限り迅速かつきめ細かく対応し、政策金融機関としてセーフティネット機能の発揮に努めました。加えて、中小企業金融円滑化法の施行も踏まえ、既往融資に係る返済条件の緩和による資金繰り支援についても積極的に対応してきました。

さらに、政府の新成長戦略の下、政策金融に求められる各種ニーズに適切に対応するため、創業支援や海外展開支援等を実施しました。その他、ビジネスマッチングや農商工連携の推進など、複数事業が一体となった日本公庫の総合力の発揮に向け、幅広いサービスの提供にも努めました。

また、東日本大震災及び新成長戦略への対応を踏まえ、活動指針を変更するとともに、平成 23 年度以降の業務運営方針、業務運営計画を策定し、これを着実に実行していきます。

各業務別の事業の経過及びその成果は、次のとおりです。

##### (イ) 国民一般向け業務

当期の国民一般向け業務におきましては、政府の経済対策に基づき拡充したセーフティネット貸付制度や、デフレに伴う実質金利高への対応のために創設した設備資金貸付利率特例制度の推進により、小企業の皆さまの資金繰りを積極的に支援しました。加えて、地域活性化及び雇用の創出に貢献するため、NPO法人などのソーシャルビジネスや創業企業への支援にも積極的に取り組んだほか、「円高等対策特別相談窓口」の設置や、関係機関と連携した「ワンストップ・サービス・デイ」の実施などにより、小企業の皆さまからのご相談に対応しました。

また、東日本大震災の発生に伴い、全国の支店に「東日本大震災に関する特別相談窓口」を設置し、被害を受けた小企業の皆さまからの融資や返済のご相談に迅速かつきめ細やかに対応する態勢を整えるとともに、「災害復旧貸付」の取り扱いを開始しました。

こうした取り組みの結果、当期の国民一般向け業務における貸付実績は、2兆7,980億円となりました。

#### (ロ) 農林水産業者向け業務

当期の農林水産業者向け業務におきましては、食料・農業・農村基本法及び食料・農業・農村基本計画、森林・林業基本法及び森林・林業基本計画並びに水産基本法及び水産基本計画等の国の農林水産業における施策を受けて、地域・業界の実態及び利用者のニーズを把握し、迅速・的確に業務を遂行しました。

特に、当期は、口蹄疫、猛暑、大雪、鳥インフルエンザ、新燃岳噴火、東日本大震災など、相次いで発生した家畜伝染病や自然災害の影響を受けた農林漁業の皆さまに対し、特別相談窓口の設置により、融資及び返済のご相談への迅速かつきめ細かな対応に努めました。

また、農業以外からの新規参入や先進技術の事業化など農林漁業の活性化に資する新たな取り組みに対する情報提供等の支援や、民間金融機関等との業務協力の推進による民間部門の農林漁業分野への参入支援を実施しました。

こうした取り組みの結果、当期の農林水産業者向け業務における貸付実績は、2,443 億円となりました。また、民間金融機関が行う農業向け融資の証券化支援業務における引受実績は、4 億円となりました。

#### (ハ) 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務

当期の中小企業者向け融資業務におきましては、引き続きセーフティネット貸付や企業再生貸付により、厳しい経営環境にある中小企業の皆さまの資金繰りや事業の再生の支援に積極的に取り組みました。また、中小企業の皆さまの海外展開を支援するため、制度を拡充し、積極的な取組みを行った結果、海外展開資金の利用実績が大幅に増加しました。加えて、中小企業の皆さまの新たな分野へのチャレンジや地域の活性化に向けた取り組みについても、各種の特別貸付制度や挑戦支援資本強化特例制度（資本金劣後ローン）を活用して支援しました。

さらに、当期においては「円高等対策特別相談窓口」、「年末金融あんしん相談窓口」等を機動的に設置したほか、関係機関と連携し、「ワンストップ・サービス・デイ」や「中小企業ワンストップ電話相談月間」を実施し、中小企業の皆さまからのご相談に親身に対応しました。また、東日本大震災の発生に伴い、「東日本大震災に関する特別相談窓口」を設置し、被害を受けた中小企業の皆さまからの融資や返済のご相談に円滑、迅速かつきめ細やかに対応する態勢を整えました。

こうした取り組みの結果、当期の中小企業者向け融資業務の貸付実績は、2兆6,743億円となりました。

#### (ニ) 中小企業者向け証券化支援買取業務

当期の中小企業者向け証券化支援買取業務におきましては、証券化手法を活用した民間金融機関等による中小企業の皆さまへの無担保資金供給の促進及び中小企業者向け貸付債権の証券化市場の育成を目的として、案件組成に向けた制度の周知及び証券化市場の情報収集等に努めました。

こうした取り組みの結果、当期の中小企業者向け証券化支援買取業務におけるクレジット・デフォルト・スワップ契約の実績は、31億円（当該契約により取得した資産担保証券は7億円）

となりました。

(ホ) 信用保険等業務

当期の信用保険等業務におきましては、引き続き「景気対応緊急保証制度」等に係る保険を実施するとともに、「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」及び「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」に基づき借換保証制度等の推進に対応しました。

加えて、東日本大震災については迅速に対応し、災害保証制度に係る保険を実施しました。

こうした取り組みの結果、当期の信用保険等業務における保険引受額は、13兆4,399億円となりました。

(ヘ) 国際協力銀行業務

当期の国際協力銀行業務におきましては、アラブ首長国連邦からの原油確保、ポリビアにおける資源権益取得支援や、インドに対する火力発電設備輸出、インドネシアにおける民間金融機関の現地通貨建て融資への保証による日本企業の新興国ポリュームゾーン需要獲得支援等を通じ、我が国への資源の安定確保や本邦企業の国際競争力の維持・向上に貢献しました。

また、平成22年3月31日に「株式会社日本政策金融公庫法の一部を改正する法律」が施行されたことを受け、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進する業務（「地球環境保全業務」、通称「GREEN」）を開始しました。

加えて、日本政府が平成21年12月8日に発表した「明日の安心と成長のための緊急経済対策」及び平成22年10月8日に発表した「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」の下での我が国企業の海外事業支援策の一環として、我が国産業の国際競争力の維持を目的として、米ドル等外貨資金の安定的な調達を必要としている我が国企業（特に、中堅中小企業・中規模企業・準大手企業）の海外での事業を本邦金融機関経由で支援しました。

さらに、従来の部分保証によるサムライ債発行支援に加え、必要に応じ、債券の一部取得も行うよう、新たなサムライ債発行支援ファシリティ（GATE）を設立、諸外国の政府・政府機関の東京市場でのサムライ債発行を支援しました。

こうした取り組みの結果、当期の国際協力銀行業務における出融資保証承諾額は、1兆7,659億円となりました。

(ト) 駐留軍再編促進金融業務

当期の駐留軍再編促進金融業務におきましては、駐留軍のアメリカ合衆国への移転を促進するために必要な事業に係る資金の貸付等に関連して必要な業務を行いました。なお、平成22年度においては、資金の貸付等を行っておりません。

(チ) 危機対応円滑化業務

当期の危機対応円滑化業務におきましては、主務大臣により定められた「災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条の災害に関する特別相談窓口に係る事案」等（「平成二十三年東北地方太平洋沖地震災害に関する特別相談窓口に係る事案」を含む。）「内外の金融秩序の混乱又

は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等の例外的な経済情勢・社会情勢等に該当する状況に対して、政府を挙げた対策が取られる事案であって、株式会社日本政策金融公庫が貸付け等に関する特別相談窓口を設置するもの、「国際的な金融秩序の混乱に関する事案」などへの取り組みに努めました。

こうした取り組みの結果、当期の危機対応円滑化業務における実績は、指定金融機関に対する貸付けが4,052億円、指定金融機関が行う貸付け等に係る損害担保引受が1兆7,529億円、指定金融機関に対する利子補給が3億円となりました。

#### (リ) 特定事業促進円滑化業務

当期の特定事業促進円滑化業務におきましては、「エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律」(平成22年法律第38号)に基づき、主務大臣が認定した特定事業を実施しようとする認定事業者に対して、指定金融機関が行う貸付けに必要な資金の貸付けを行いました。当期の貸付実績は200億円となりました。

#### (ヌ) 事業間連携による取り組み

各事業本部/国際協力銀行が連携してノウハウ・情報を相互に活用し、販路開拓、新商品開発に向けたお客さまの紹介や有益な情報提供等を行いました。

具体的には、アグリフードEXPOなどの全国規模の商談会、各地域での異業種交流会等を通じてサービスを提供した結果、平成22年度の事業間連携によるお客さまの紹介件数は合計1,565件となり、前年度の498件から大幅に増加しました。

#### ロ 事業活動以外の活動の経過及びその成果

当公庫は、政策金融機関としての使命を果たすため、「透明性・公正性・迅速性」の3つの視点からガバナンス態勢を構築しています。

透明性については、当公庫が政策目的に沿い効率的に事業運営を行っているか等の評価・審査を行うため、外部有識者からなる評価・審査委員会を設置しています。公正性については、人事委員会による人事上の重要事項の審議や外部の評価委員によって総裁の業績評価を行う態勢を導入しています。また、重要事項を取締役会のほか総裁決定審議会等の会議体で審議する態勢を構築しています。迅速性については、大幅な権限委譲を行うことにより意思決定を早く行えるようにしています。

さらに、高度なガバナンスの追求に向けて内部管理上重点的に取り組むべき分野を定め、公庫全体の経営として把握し、又は管理すべきものをコーポレート・ガバナンス委員会で審議する態勢を構築しています。コーポレート・ガバナンス委員会においては、コーポレート・ガバナンスに係る報告・調査・処理体制の整備や、公庫全体として統一的に対応すべき事項等について審議しました。

リスク管理態勢及びコンプライアンス態勢の整備・強化にあたっては、年度ごとにリスク管理プログラム及びコンプライアンス・プログラムをコーポレート・ガバナンス委員会での審議を経て定め、その進捗状況を定期的にコーポレート・ガバナンス委員会に報告することとしています。

また、組織・業務の合理化・効率化等を図るため、次の項目について進めています。

システム最適化計画の確実かつ適正な推進

人材開発及び女性管理職の積極的な登用など女性活躍の推進

BPR などによる事務の合理化・効率化

## (2) 財産及び損益の状況

当公庫の当期の財産及び損益の状況は、次のとおりです。

(単位：百万円)

		第1期(前々期) (平成20年10月 ~平成21年3月)	第2期(前期) (平成21年4月 ~平成22年3月)	第3期(当期) (平成22年4月 ~平成23年3月)
株式会社日本政策金融公庫	経常収益	381,725	751,079	768,105
	経常利益	664,096	1,118,754	875,599
	当期純利益	655,414	1,112,890	886,503
	純資産額	2,880,565	4,574,609	4,389,560
	総資産	28,002,099	35,634,209	36,789,867
国民一般向け業務	経常収益	87,283	169,007	161,987
	経常利益	19,007	49,237	48,871
	当期純利益	18,750	50,098	54,848
	純資産額	151,160	266,216	222,590
	総資産	7,291,149	7,200,351	7,199,339
農林水産業者向け業務	経常収益	39,331	72,277	73,321
	経常利益	1,362	1,831	1,208
	当期純利益	-	-	141
	純資産額	327,532	328,197	328,055
	総資産	2,812,228	2,739,242	2,637,650
中小企業者向け 融資・証券化支援保証業務	経常収益	64,522	125,359	124,973
	経常利益	27,070	10,010	44,628
	当期純利益	26,934	10,250	49,727
	純資産額	232,193	371,792	365,815
	総資産	5,452,322	5,969,993	6,099,356
中小企業者向け 証券化支援買取業務	経常収益	318	444	423
	経常利益	259	1,186	194
	当期純利益	259	1,186	683
	純資産額	23,738	22,551	23,235
	総資産	26,924	23,904	25,957
信用保険等業務	経常収益	91,873	159,918	151,365
	経常利益	632,895	998,800	813,106
	当期純利益	632,876	999,052	812,011
	純資産額	172,003	1,224,551	1,013,839
	総資産	1,200,900	2,674,717	2,835,575
国際協力銀行業務	経常収益	97,740	191,178	197,217
	経常利益	19,929	27,823	49,641
	当期純利益	26,838	33,207	58,783
	純資産額	1,945,915	1,954,826	2,048,513
	総資産	9,756,961	11,866,899	12,781,643
駐留軍再編促進金融業務	経常収益			411
	経常利益			241
	当期純利益			241
	純資産額			241
	総資産			360
危機対応円滑化業務	経常収益	909	33,355	58,794
	経常利益	3,431	85,510	29,464
	当期純利益	3,431	85,510	29,464
	純資産額	28,023	406,473	387,165
	総資産	1,461,710	5,159,153	5,190,325
特定事業促進円滑化業務	経常収益			13
	経常利益			16
	当期純利益			16
	純資産額			103
	総資産			20,137

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

(注) 特定事業促進円滑化業務は平成22年8月16日から開始しております。

(3) 資金調達及び主要な借入先、設備投資

イ 資金調達の状況及び主要な借入先等

当期に行った主要な資金調達及び当期末における主要な借入先及び借入額は、次のとおりです。

(イ) 主要な資金調達の状況

(単位：億円)

	資金調達方法	当期調達額
株式会社日本政策金融公庫	借入	49,728
	うち財政融資資金他	46,492
	うち外国為替資金	3,235
	債券	9,883
	出資金	7,020
	(計)	66,632

(注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

2 外国為替資金に関して、当期調達額は借入実行時の為替レートで換算した金額を計上しています。

3 債券に関して、当期調達額は当期発行額を計上しています。

## (口) 主要な借入先等

(単位：億円)

	借入先	当期借入額	当期末残高
株式会社日本政策金融公庫	財政融資資金他	46,492	205,402
	外国為替資金	3,235	14,967
	( 小 計 )	49,728	220,369
国民一般向け業務	財政融資資金	19,650	57,117
	産業投資	0	0
	一般会計		1,313
	( 小 計 )	19,650	58,430
農林水産業者向け業務	財政融資資金	1,700	19,809
	食料安定供給特別会計	-	814
	( 小 計 )	1,700	20,624
中小企業者向け 融資・証券化支援保証業務	財政融資資金	13,980	38,712
	産業投資	0	6
	( 小 計 )	13,980	38,719
中小企業者向け 証券化支援買取業務	( 小 計 )		
信用保険等業務	( 小 計 )		
国際協力銀行業務	財政融資資金	6,909	40,057
	外国為替資金	3,235	14,967
	( 小 計 )	10,144	55,024
駐留軍再編促進金融業務	( 小 計 )		
危機対応円滑化業務	財政融資資金	4,052	47,369
	( 小 計 )	4,052	47,369
特定事業促進円滑化業務	財政融資資金	200	200
	( 小 計 )	200	200

(注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

2 外国為替資金に関して、当期借入額は借入実行時の為替レートで換算した金額を、当期末残高は平成 23 年 3 月末為替レートで換算した金額をそれぞれ計上しています。

## (八) 債券

(単位：億円)

	当期発行額	当期末残高
	〔上段：政府保証債〕 〔下段：財投機関債〕	〔上段：政府保証債〕 〔下段：財投機関債〕
株式会社日本政策金融公庫	6,633	35,710
	3,250	20,997
国民一般向け業務	600	5,896
	1,700	3,999
農林水産業者向け業務		259
	250	1,489
中小企業者向け 融資・証券化支援保証業務	1,400	13,217
	800	4,809
中小企業者向け 証券化支援買取業務		
信用保険等業務		
国際協力銀行業務	4,633	16,337
	500	10,698
駐留軍再編促進金融業務		
危機対応円滑化業務		
特定事業促進円滑化業務		

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

## (二) 出資金

(単位：億円)

	出資金の名称等	当期受入額
株式会社日本政策金融公庫	一般会計出資金	6,344
	産業投資出資金	676
	( 計 )	7,020
国民一般向け業務	一般会計出資金	112
	産業投資出資金	-
	( 小 計 )	112
農林水産業者向け業務	一般会計出資金	-
	産業投資出資金	-
	( 小 計 )	-
中小企業者向け 融資・証券化支援保証業務	一般会計出資金	116
	産業投資出資金	321
	( 小 計 )	437
中小企業者向け 証券化支援買取業務	一般会計出資金	-
	産業投資出資金	-
	( 小 計 )	-
信用保険等業務	一般会計出資金	6,013
	産業投資出資金	-
	( 小 計 )	6,013
国際協力銀行業務	一般会計出資金	-
	産業投資出資金	355
	( 小 計 )	355
駐留軍再編促進金融業務	一般会計出資金	-
	産業投資出資金	-
	( 小 計 )	-
危機対応円滑化業務	一般会計出資金	101
	産業投資出資金	-
	( 小 計 )	101
特定事業促進円滑化業務	一般会計出資金	1
	産業投資出資金	-
	( 小 計 )	1

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

ロ 設備投資

当期に行った主要な設備投資等は、次のとおりです。

(イ) 設備投資の総額

(単位：百万円)

業 務	設 備 投 資 の 総 額
株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫	10,004
国 民 一 般 向 け 業 務	5,734
農 林 水 産 業 者 向 け 業 務	633
中 小 企 業 者 向 け 融 資 ・ 証 券 化 支 援 保 証 業 務	1,271
中 小 企 業 者 向 け 証 券 化 支 援 買 取 業 務	-
信 用 保 険 等 業 務	875
国 際 協 力 銀 行 業 務	1,474
駐 留 軍 再 編 促 進 金 融 業 務	0
危 機 対 応 円 滑 化 業 務	0
特 定 事 業 促 進 円 滑 化 業 務	13

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

## (口) 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

業 務	内 容	金 額	備 考
国民一般向け業務	店舗関連 設備投資等	1,413	店舗新築工事他
	情報システム関連 設備投資等	2,697	ネットワークパソコンの リプレイス他
農林水産業者向け業務	店舗関連 設備投資等	-	該当無し
	情報システム関連 設備投資等	173	総務系業務の集約化
中小企業者向け 融資・証券化支援保証業務	店舗関連 設備投資等	-	該当無し
	情報システム関連 設備投資等	1,022	システム更新他
信用保険等業務	店舗関連 設備投資等	-	該当無し
	情報システム関連 設備投資等	829	システム再構築
国際協力銀行業務	店舗関連 設備投資等	207	衛生配管設備更新
	情報システム関連 設備投資等	717	メールシステムの更新他

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

(4) 現況に関する重要な事項

当期(注)における主な法令等の改正及び認可等を受けた事項は、次のとおりです。

イ 株式会社日本政策金融公庫法等の改正

(イ) 株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)

農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法(昭和31年法律第102号)等の一部改正(平成22年4月9日法律第23号)に基づき、改正

(ロ) 株式会社日本政策金融公庫法施行令(平成20年政令第143号)

a 株式会社日本政策金融公庫法施行令の一部改正(平成22年4月28日政令第131号)に基づき、改正

b 株式会社日本政策金融公庫法施行令の一部改正(平成22年11月19日政令第228号)に基づき、改正

ロ 認可等を受けた事項

(イ) 代表取締役の選任

平成22年6月22日の取締役会で決議、平成22年6月22日認可

(ロ) 取締役の選任

平成22年6月22日の株主総会で決議、平成22年6月22日認可

(ハ) 国内金融業務方法書の一部変更

平成22年9月24日付で認可申請、平成22年10月1日認可

平成23年2月23日付で認可申請、平成23年3月1日認可

平成23年3月29日付で認可申請、平成23年4月1日認可

(ニ) 定款の変更

平成22年6月22日の株主総会で決議、平成22年6月22日認可

平成22年9月22日の株主総会で決議、平成22年9月30日認可

(ホ) 政府からの借入及び社債

国内金融業務、危機対応円滑化業務及び特定事業促進円滑化業務については、各業務毎に主務大臣の認可を受けて、政府からの借入や社債の発行を行っています。また、国際協力銀行については、各事業年度、社債発行の基本方針を策定して財務大臣の認可を受けています。

八 国際協力銀行の当公庫からの分離について

平成23年4月28日に、第177回通常国会において、株式会社国際協力銀行法が可決・成立し、国際協力銀行が当公庫から分離することが決定しました。同法に基づき、平成24年4月1日に株式会社国際協力銀行(以下「新JBIC」という。)が成立し、同日付けで、新JBICに、当公庫の国際協力銀行業務及び駐留軍再編促進金融業務を移管します。

(注) 重要なものに限り平成23年4月1日以降に生じたものも記載しています。

## (5) 公庫の概要

### イ 沿革

平成 18 年 6 月 2 日	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」公布
平成 19 年 5 月 25 日	「株式会社日本政策金融公庫法」公布
平成 20 年 4 月 16 日	第 1 回株式会社日本政策金融公庫設立委員会
平成 20 年 4 月 18 日	「株式会社日本政策金融公庫法施行令」公布
平成 20 年 9 月 19 日	定款認可
平成 20 年 9 月 22 日	創立総会及び設立時取締役による会議
平成 20 年 9 月 30 日	国内金融業務方法書認可
平成 20 年 10 月 1 日	株式会社日本政策金融公庫設立
平成 22 年 4 月 1 日	駐留軍再編促進金融業務を開始
平成 22 年 8 月 16 日	特定事業促進円滑化業務を開始

### ロ 事業内容

当公庫は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民一般（生活衛生関係営業者を含む。）中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための金融の機能並びに我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図り、並びに地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進するための金融の機能を担うとともに、内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な金融を行うほか、当該必要な金融が銀行その他の金融機関により迅速かつ円滑に行われることを可能とし、もって我が国及び国際経済社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することを目的とした業務を行っています。

## 八 本支店、海外駐在員事務所

当期末における当公庫の店舗は、本店 1、支店 152、海外駐在員事務所 19 です。

本 店 : 東京都千代田区大手町一丁目 9 番 3 号  
 (国際協力銀行) (東京都千代田区大手町一丁目 4 番 1 号)

### 支店及び海外駐在員事務所一覧

支 店	札幌、札幌北、函館、小樽、旭川、室蘭、釧路、帯広、北見、青森、弘前、八戸、盛岡、一関、仙台、石巻、秋田、大館、山形、米沢、酒田、福島、会津若松、郡山、いわき、水戸、日立、土浦、宇都宮、佐野、前橋、高崎、さいたま、浦和、川越、熊谷、越谷、千葉、船橋、館山、松戸、東京、東京中央、新宿、上野、江東、五反田、大森、渋谷、池袋、板橋、千住、八王子、立川、三鷹、横浜、横浜西口、川崎、小田原、厚木、新潟、長岡、三条、高田、富山、高岡、金沢、小松、福井、武生、甲府、長野、松本、小諸、伊那、岐阜、多治見、静岡、浜松、沼津、名古屋、名古屋中、熱田、豊橋、岡崎、一宮、津、四日市、伊勢、大津、彦根、京都、西陣、舞鶴、大阪(西日本国際営業部)、大阪西、阿倍野、玉出、十三、大阪南、堺、吹田、守口、泉佐野、東大阪、神戸、神戸東、姫路、尼崎、明石、豊岡、奈良、和歌山、田辺、鳥取、米子、松江、浜田、岡山、倉敷、津山、広島、呉、尾道、福山、山口、下関、岩国、徳山、徳島、高松、松山、宇和島、新居浜、高知、福岡、福岡西、北九州、八幡、久留米、佐賀、長崎、佐世保、熊本、八代、大分、別府、宮崎、延岡、鹿児島、鹿屋、川内
海外駐在員事務所	北京、香港、バンコク、ハノイ、ジャカルタ、マニラ、シンガポール、ニューデリー、シドニー、モスクワ、フランクフルト、ロンドン、パリ、ドバイ、ニューヨーク、ワシントン、プエノスアイレス、メキシコシティ、リオデジャネイロ

## 二 職員

区 分	人 数
職 員	8,101 名

(注) 職員数は、平成 22 年度政府関係機関予算定員を記載しており、臨時職員等を含んでいません。

## ホ 子会社の状況

該当事項はありません。

## ( 6 ) 対処すべき課題

当公庫では、平成 23 年 3 月 15 日の取締役会において、東日本大震災及び新成長戦略への対応を盛り込む形で、活動指針を変更しました。また、平成 23 年度から 3 カ年の目標である業務運営方針、業務運営計画を策定し、これを着実に実行していきます。

### イ 経営理念

#### (イ) 基本理念

##### a 政策金融の的確な実施

国の政策の下、民間金融機関の補完を旨としつつ、社会のニーズに対応して、種々の手法により、政策金融を機動的に実施します。

##### b ガバナンスの重視

高度なガバナンスを求め、透明性の高い効率的な事業運営に努めるとともに、国民に対する説明責任を果たします。

さらに、継続的な自己改革に取り組む自律的な組織を目指します。

#### (ロ) 活動指針

##### a 東日本大震災への対応

東日本大震災により被害・影響を受けたお客さまからの相談に円滑、迅速かつきめ細かく対応します。

##### b お客さまサービスの向上

( a ) 商品・サービスの質を高め、政策金融を必要とするさまざまなお客さまのニーズに迅速かつ的確に対応することにより、お客さまの信頼に応えます。

( b ) 政策金融の各分野のノウハウ・情報を相互に活用することにより、付加価値を創造します。

##### c 国民経済・国際経済発展への貢献

( a ) 国民一般、中小企業者及び農林水産業者の成長・発展に貢献します。

( b ) 我が国にとって重要な資源の確保や、我が国産業の国際競争力の維持・向上を通じて、我が国及び開発途上地域の持続可能な発展に貢献します。

( c ) 内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害等による被害に対処します。

##### d 地域活性化への貢献

地域に根ざした活動を展開し、政策金融の各分野の機能を一体的に発揮することにより、雇用の維持・創出など地域の活性化に貢献します。

##### e 新成長戦略への対応

政府の新成長戦略の下、政策金融に求められる各種ニーズに適切に対応します。

##### f 環境問題への対応

環境に配慮した企業活動に努め、環境問題への対応に寄与する業務を行うことを通じて、社会に貢献します。

##### g 働きがいのある職場づくり

社員一人ひとりが政策金融を担うための専門性を高め、誇りと使命感を持って能力を存分

に発揮できる、働きがいのある職場をつくります。

#### ロ 業務運営方針

- (イ) 東日本大震災により被害・影響を受けたお客さまに対して総力を挙げて支援するなど、セーフティネット需要に、きめ細かく対応します。
  - (ロ) 政策実施機関として成長戦略分野等への重点的な資金供給及びお客さまの声を反映した政策提言能力を発揮します。
  - (ハ) 日本公庫が、より多くの事業者等に身近な存在となれるよう、日々の活動を通じた政策金融の浸透を図ります。また、資金と情報両面からの総合的な金融サービスを強化します。
  - (ニ) お客さまサービスの充実、事務の合理化・効率化及び開発・運用に係るコスト削減の観点から、システム最適化計画を確実かつ適正に推進します。
  - (ホ) 質の高いサービスや業務・組織運営を支える人材開発及び女性管理職の積極的な登用や女性のキャリア開発など女性活躍を更に推進します。
  - (ヘ) 共通ERP（注1）の構築などによる事務の合理化や業務の効率的な運営を、2009年度に着手したBPR（注2）の点検も含めて確実に実施します。
  - (ト) コーポレート・ガバナンスの観点から、リスク管理態勢を整備し、役職員におけるコンプライアンス意識を定着させます。
- (注) 1 エンタープライズ・リソース・プランニング：企業全体の経営資源の有効活用の観点から統合的に管理し、経営の効率化を図るための統合型（業務横断型）パッケージソフトウェア
- 2 ビジネス・プロセス・リエンジニアリング：企業の業務活動を根本から考え直し、根本的革新・業務の効率化を図る経営手法

#### ハ 業務運営計画

##### (イ) 事業運営目標

- a 東日本大震災により被害・影響を受けたお客さまに対して総力を挙げて支援します。
  - (a) 「東日本大震災に関する特別相談窓口」を設置し、被害・影響を受けたお客さまの融資相談・返済相談に円滑・迅速かつきめ細かな対応に取り組めます。
  - (b) 災害貸付の実施等による適時適切な融資を行います。
  - (c) 返済相談にきめ細かく対応します。
- b 資金の安定供給、セーフティネット需要にきめ細かく対応します。
  - (a) お客さまからのセーフティネット需要にきめ細かく対応します。
    - ・ 経営環境の悪化等に依然として苦慮している中小企業等や自然災害、家畜伝染病の発生や農産物の価格下落等の影響を受けた農林漁業者に対するセーフティネット機能の発揮
    - ・ 信用補完制度を通じて資金繰りに苦慮するお客さまを支援
  - (b) お客さまにタイムリーかつ円滑に十分な資金を供給します。
    - ・ お客さまの資金ニーズへ積極的に対応

- ・ 危機の発生に即応した迅速かつ円滑な業務運営
  - c 成長戦略分野等への重点的な資金供給及びお客さまの声を反映した政策提言能力を発揮します。
    - ( a ) 新成長戦略等に沿って的確に出融資対応を行います。
      - ・ 地域活性化や雇用創出に貢献
      - ・ 中小企業の海外展開への取組みを支援
      - ・ パッケージ型インフラ海外展開支援
      - ・ 資源の開発及び取得、日本の産業の国際競争力の維持、向上への取組みを支援
      - ・ 地球環境問題への対応支援
    - ( b ) 政策提言能力を発揮します。
      - ・ お客さまの声を収集し、政策提言や施策に反映
      - ・ 政府の政策形成・実施等に資する各種審議会等への貢献
  - d 日本公庫が、より多くのお客さまに身近な存在となれるよう、各種施策を強化・推進します。
    - ( a ) 民間金融機関や関係団体等との連携を強化します。
    - ( b ) 情報発信の強化などにより広報活動を推進します。
    - ( c ) お客さまの満足度向上のため、各種のサービス向上策を推進します。
  - e 日本公庫の総合力を発揮した資金と情報両面からの総合的な金融サービスを強化します。
    - ( a ) 複数事業が一体となった金融サービスの強化、お客さまニーズに合致した有益な情報提供を行います。
      - ・ 「総合力発揮推進委員会」の本支店設置による、事業間連携の推進
      - ・ 海外展開を図るお客さまや海外進出企業への有益な情報提供
    - ( b ) 経営相談・指導や経営改善計画の策定支援等、コンサルティング機能を強化します。
    - ( c ) 総合研究所における研究水準の向上、対外発信力の強化、事業本部との連携の推進により総合力を発揮します。
  - f 信用リスク管理態勢を整備・強化します。
- ( 口 ) 組織運営目標
- a 日本公庫全体の I T 基盤・システムの最適化、システム部門全体の最適化を推進します。
    - ( a ) 「日本公庫全体システム最適化計画(基本計画書)」に基づき、2013 年度以降、順次最適化後の新システムを本格稼働します。
    - ( b ) 統合システム部門の組織体制の整備、I T 専門人材の育成態勢の強化などを実施し、少数精鋭による円滑かつ効率的なシステム部門の運営を実現します。
  - b 人材開発を推進します。
 

日本公庫を取り巻く業務環境の変化に迅速に対応しつつ、日本公庫に対する期待に着実に応えるための体制を人材面から確保するため、各種施策に取り組みます。

    - ・ 高度なマネジメント能力・専門性を強化するための人材アカデミーの設立
  - c 女性活躍を推進します。
 

すべての女性がやりがいを持ち、能力を最大限に発揮できる職場を実現するため、各種

取組みを着実に実施するとともに、運用状況を定期的にモニタリングします。

- ・ 女性管理職比率の数値目標（7年後5%）に向けた女性管理職候補者の輩出と育成

d 職場環境を向上させます。

職員一人ひとりが、ワークとライフにおける役割責任を果たしながら、双方の充実が図れるよう、メリハリのある働き方を推進します。

e BPRなどによる事務の合理化・業務の効率的運営に取り組めます。

(a) これまでのBPR施策の点検を踏まえつつ、職務権限と責任の明確化、仕事のやり方の見直し・効率化、意思決定の透明化・迅速化に引き続き取り組めます。

(b) 経費の支出情報を適切かつタイムリーに把握できる態勢の構築に取り組めます。

(c) 契約の適正化を踏まえ、調達手続きの透明化、迅速化を図り、入札価格の妥当性の確保、予定価格作成の適正化及び共同調達の推進によりコストダウンを図ります。

f リスク管理態勢、コンプライアンス態勢を整備・強化します。

(a) 政策要請に応えつつ損失の発生を抑制を図るため、2011年度リスク管理プログラムを定め、同プログラムの実施状況等をモニタリングします。

(b) 職員のコンプライアンス意識の一層の強化・定着化を図るため、2011年度コンプライアンス・プログラムを定め、同プログラムの実施状況等をモニタリングします。

## 2 株式に関する事項

### (1) 株式数

発行可能株式総数 12,683,925,630,964 株

発行済株式の総数

業 務	発行済株式の総数
株式会社日本政策金融公庫	7,696,424,407,741 株
国民一般向け業務	819,348,000,000
農林水産業者向け業務	325,400,000,000
中小企業者向け融資・証券化支援保証業務	768,035,000,000
中小企業者向け証券化支援買取業務	24,476,000,000
信用保険等業務	4,162,377,407,741
国際協力銀行業務	1,091,000,000,000
駐留軍再編促進金融業務	-
危機対応円滑化業務	505,668,000,000
特定事業促進円滑化業務	120,000,000

### (2) 当期末株主数

1名

### (3) 大株主

株主の氏名又は名称	当公庫への出資状況	
	持株数等	持株比率
財務大臣	7,696,424,407,741 株	100%

## 3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### 4 役員

##### (1) 取締役及び監査役に関する事項

氏名	地位(及び担当)
安居 祥策	代表取締役総裁
細川 興一	代表取締役副総裁 (総裁補佐並びに危機対応等円滑化業務部及び総合研究所担当)
渡辺 博史	代表取締役副総裁 (国際協力銀行経営責任者)
勝野 龍平	代表取締役専務取締役 (中小企業事業本部長)
坂野 雅敏	代表取締役専務取締役 (農林水産事業本部長)
村瀬 吉彦	代表取締役専務取締役 (国民生活事業本部長)
森田 嘉彦	代表取締役専務取締役 (国際協力銀行経営責任者補佐)
板東 一彦	専務取締役 (企画管理本部長)
大村 雅基	常務取締役 (国際協力銀行国際経営企画部(経営管理室を除く)、国際業務リスク管理部、国際財務部(国際管理室を除く)、国際事務統括部(但し各種システム等の企画・開発・管理・運営に関する業務を除く)及び駐留軍再編促進金融部担当)
谷川 浩道	常務取締役 (農林水産事業本部企画・統括部門長)
飛田 康隆	常務取締役 (国民生活事業本部融資部門長)
中村 吉夫	常務取締役 (国民生活事業本部生活衛生部門長)
村瀬 卓男	常務取締役 (中小企業事業本部営業部門長)
星 文雄	取締役 (国際協力銀行国際業務戦略部、営業部及び環境ビジネス支援室担当)
松井 哲夫	取締役 (中小企業事業本部企画・管理部門長)
松本 敏夫	取締役 (農林水産事業本部審査部門長)

氏 名	地 位（及び担当）
皆川 博美	取締役 （企画管理本部担当及び農林水産事業本部営業部門長）
宮原 正治	取締役 （国民生活事業本部審査・債権管理部門長及び人材開発部担当）
茂木 博夫	取締役 （企画管理本部システム最適化推進部門長）
吉田 正己	取締役 （中小企業事業本部保険部門長）
中村 邦夫	取締役
早川 祥子	取締役
野村 克文	常勤監査役
岩切洋一郎	常勤監査役
池田 敏夫	監査役
高橋 伸子	監査役

- （注）1 取締役のうち、中村邦夫、早川祥子の2氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
- 2 監査役のうち、野村克文、池田敏夫、高橋伸子の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
- 3 監査役である池田敏夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。
- 4 中村邦夫氏は、パナソニック(株)代表取締役会長を兼職しています。
- 5 中村邦夫氏は、平成23年1月31日付で、取締役を辞任しています。

(2) 社外取締役及び社外監査役に関する事項

イ 社外役員の重要な兼職の状況

中村邦夫氏は、パナソニック㈱代表取締役会長を兼職しています。

上記社外役員が業務執行者を兼職する他の法人等と当公庫の間には、開示すべき関係はありません。

ロ 社外役員の主な活動状況

氏名	取締役会等への出席状況及び発言その他の活動状況
中村 邦夫	当期取締役会 12 回開催のうち 4 回に出席。 企業経営者としての観点から議案・審議等につき必要な発言を適宜行っています。
早川 祥子	当期取締役会 14 回開催のうち 14 回に出席。 民間企業での経験を生かして議案・審議等につき必要な発言を適宜行っています。
野村 克文	当期取締役会 14 回開催のうち 14 回に出席。 当期監査役会 18 回開催のうち 18 回に出席。 企業経営者としての経験を生かして議案・審議等につき必要な発言を適宜行っています。
池田 敏夫	当期取締役会 14 回開催のうち 13 回に出席。 当期監査役会 18 回開催のうち 18 回に出席。 財務及び会計の専門家としての観点から議案・審議等につき必要な発言を適宜行っています。
高橋 伸子	当期取締役会 14 回開催のうち 13 回に出席。 当期監査役会 18 回開催のうち 18 回に出席。 生活、金融及び経済を専門とするジャーナリストとしての観点から議案・審議等につき必要な発言を適宜行っています。

八 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
中村 邦夫	会社法第 427 条第 1 項及び定款の規定により、同法第 423 条第 1 項の責任について、社外取締役がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、同法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額とする旨の契約
早川 祥子	
池田 敏夫	会社法第 427 条第 1 項及び定款の規定により、同法第 423 条第 1 項の責任について、社外監査役がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、同法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額とする旨の契約
高橋 伸子	

(3) 役員報酬に関する事項

区 分	人 数	報 酬 等
取 締 役 (うち社外取締役)	23 名 (2 名)	396 百万円 (17 百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4 名 (3 名)	47 百万円 (32 百万円)
合 計	27 名	444 百万円

(注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

2 報酬等の額には、取締役及び監査役に対する役員賞与引当金繰入額 25 百万円(取締役 23 百万円、監査役 1 百万円)が含まれています。

3 報酬等の額以外に、取締役及び監査役に対する役員退職慰労引当金繰入額 47 百万円(取締役 44 百万円、監査役 3 百万円)を計上しています。

4 報酬等の額以外に、平成 22 年 6 月 22 開催の第 2 回定時株主総会の決議に基づき、退任取締役 1 名に対し役員退職慰労金を 3 百万円支給しています。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

氏名又は名称	当期に係る報酬	その他
新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 公認会計士 岡村 俊克 公認会計士 茂木 哲也 公認会計士 長尾 礎樹	320 百万円	会計監査人に対して、公認会計士法第 2 条第 1 項の業務以外の業務(非監査業務)である米国証券取引委員会に提出する同意書の作成・発出に関する業務等を委託し、対価を支払っています。

(注) 1 当公庫と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当期に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。

2 当公庫が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額は、350 百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断したときは、会計監査人を解任する方針です。また、会計監査人の職務の遂行に関する事項の整備状況などを勘案し、再任・不再任の決定を行う方針です。

6 業務の適正を確保するための体制

当公庫は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」を取締役会において決議し、これを実施しています。その内容は次のとおりです。

(1) 取締役及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ 公庫は、取締役及び職員（派遣労働者を含む。以下同じ。）の職務の執行が法令及び定款（以下「法令等」という。）に適合することを確保するため、法令等の遵守に関する規程その他のコンプライアンスに関する規定を定め、これらの規定を公庫の取締役及び職員に周知する。

ロ 取締役及び職員は、コンプライアンスに関する諸規定を遵守する。

ハ 公庫は、コンプライアンスに関する責任者を置き、法令等遵守態勢の整備及び強化を図る。

ニ 公庫は、コンプライアンスに関する重要事項を審議し、法令等遵守状況のモニタリングを行うため、総裁を委員長とする委員会を置く。

ホ 公庫は、コンプライアンスに関する重要な事実を早期に発見し必要な是正措置を講ずることが可能となるよう、有効な内部通報制度を整備し、これを適切に運営する。

ヘ 公庫は、反社会的勢力と一切の関係を持たず、反社会的勢力に対しては、組織全体として対応し、毅然とした態度で臨むとともに、反社会的勢力からの不当要求は断固として拒絶する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ 公庫は、取締役の職務の執行に係る情報、お客さまの情報その他の公庫が取扱う情報の保存及び管理を適切に行うため、情報資産管理規程その他の情報資産の保存及び管理に関する規定を定める。

ロ 公庫は、法令又は情報資産の保存及び管理に関する諸規定に従い、取締役会の議事録のほか、取締役の職務の執行に係る文書を適切に保存し、及び管理する。

ハ 取締役及び職員は、情報資産の保存及び管理に関する諸規定に基づき、情報資産を適切に保存し、及び管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ 公庫は、リスク管理を行うことの重要性を認識し、業務遂行上認識すべきリスクの種類に応じたリスク管理及び統合的リスク管理を行うための組織体制等について、統合的リスク管理規程その他のリスク管理に関する諸規定を定め、各種リスクに関して適切なリスク管理を行う。

ロ 公庫は、各種リスクの管理に関する責任者を置くとともに、リスク管理を有効に機能させるための審議、検討等を行うため、総裁を委員長とする委員会を置く。

ハ 公庫は、災害その他の危機事象の発生に備え、あらかじめ危機管理規程その他の危機管理に関する規定を定め、危機管理の態勢整備に努める。

二 公庫は、危機事象が発生し正常な業務遂行に支障が生じる場合又はそのおそれがある場合には、危機管理に関する諸規定に従い、必要に応じて対策本部を設置して、業務の迅速かつ効率的な回復に向けた対応を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ 公庫は、毎月及び必要に応じて臨時に取締役会を開催し、公庫全体の業務運営の基本方針に関する重要な事項について決議するとともに、取締役の業務執行の状況について報告を受ける。

ロ 公庫は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、総裁決定審議会その他の会議体を設置する。

ハ 公庫は、総裁、事業本部長その他の業務を執行する取締役、特別参与、本店の部長等の職務権限を明確に定め、それぞれの者は定められた職務権限に基づき、効率的に業務を遂行する。

(5) 業務の適正を確保するための内部監査体制

イ 公庫は、業務の適正性及び健全性を確保するため、内部監査規程その他の内部監査に関する規定を定める。

ロ 公庫は、被監査部門から独立し、総裁に直属して内部監査に関する事務をつかさどる監査部を置く。

ハ 監査部は、総裁の指示の下、内部監査に関する諸規定に基づき内部監査を行い、その結果を総裁に報告する。

ニ 監査部は、総裁の指示により定期的に若しくは必要に応じて、又は他の取締役若しくは監査役の求めに応じて、取締役会その他の機関又は会議体に対し、内部監査の結果を報告する。

ホ 監査部は、総裁の指示の下、監査役及び会計監査人と必要な情報交換を行い、内部監査の効率的な実施に努める。

(6) 監査役がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

イ 公庫は、監査役の職務を補助すべき者として、専任の職員を置く。

ロ 前イの職員は、監査役の指示に従いその職務を行う。

ハ 監査役は、必要と認めるときは、総裁の承諾を得て、前イの職員以外の職員を臨時に監査の補助に従事させることができる。

(7) 監査役の職務を補助する職員の取締役からの独立性に関する事項

公庫は、監査役の職務を補助する職員の人事考課、異動その他の人事に関する事項の決定について、事前に常勤監査役の承認を得る。

(8) 取締役及び職員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ 代表取締役及び業務を執行する取締役は、取締役会その他の監査役が出席する重要な会議において、随時、その職務の執行状況等を的確に報告する。

ロ 取締役及び職員は、公庫に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実を発見したときは、当該事実について監査役に速やかに報告する。

(9) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ 監査役は、監査を実効的に行うために必要と判断したときは、取締役及び職員に職務の執行状況についていつでも報告を求めることができる。報告を求められた取締役及び職員はその求めに応じて速やかに報告しなければならない。

- ロ 監査役は、取締役会のほか、総裁決定審議会その他の重要な会議に出席し、必要な意見を述べることができる。出席しない会議についても、議事録その他の関係書類を閲覧することができる。
- ハ 総裁は、監査役と定期的な会合を実施し、意見交換を行う。
- ニ 監査役は、リスク管理及びコンプライアンスを統括する部署並びに監査部に協力を求めることができる。
- ホ 監査役は、実効的な監査の実施のため必要と認める場合は、弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を求めることができる。

## 7 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

## 附属明細書（事業報告関係）

（平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで）

1. 役員について重要な兼職状況の明細  
事業報告「4 役員」に記載のとおりです。
2. 事業報告の内容を補足するその他の重要な事項  
該当事項はありません。

以 上